

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当期において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。 ○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。 ○ご指摘の小規模保育の実施等については、受入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もないため、現行の保育所を活用したいと考えている。	—	—	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。 ・特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ・保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の集約調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消」に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、集約調整されないこととなった。 ○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。 ○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。	
他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。	○ 文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。	
○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なれば良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える ○ 本市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3、4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地域の強い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、本市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい ○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。	—	—	—	【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提議に過ぎない。 現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。 ○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないかと。 ○ 特例措置は平成31年度末までとなり、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないかと。 ○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないかと。 ○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。 ○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 ○ 例えば、現行の待機児童重要要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円に下げることとして、「『待機児童解消』に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針(平成28年4月7日雇発第0407第2号)」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 ○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園制度の一元化	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。	【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの国の対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助	【補助制度の一元化】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮	児童福祉法第56条の4の3、児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市		青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、富山県、大垣市、岐阜市、愛知県、名古屋市、京都府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせた対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたとあって、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。	—	【山形県】申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【磐田市】事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【箕面市】○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)	—	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 再検討要請

[illegible]

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。 ・教育・保育施設以外での事業（小規模保育事業、一時預かり事業等）による代替保育の提供を認める。 ・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能ことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もしないことを明確にし、明文化する。 ○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御検討いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。	—	【練馬区】 ○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携するなど、複雑で負担が大きくなる仕組みとなっている。 保育連携や代替保育は、地域型保育施設と連携施設との距離、位置関係および周辺の環境が重要であり、受け皿にあつては受入れ定員枠の確保が最大の課題である。 ○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めていかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。 ○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならいとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。 ①連携施設の対象範囲の拡大 ②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用 ③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じよう」に努める」など役割を明文化する等の方策をもって制度を見直していただきたい。 【逗子市】 ○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても慣れない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受けけることは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休曜に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については任意項目とすべきと考える。 ○現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。 ○特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものととの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の表情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて＞ ○連携施設が行う連携3項目（保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿）については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。 ○「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所（家庭的保育事業所を除く）を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないか。 ○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病気・休暇等の理由で月間数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないか。 ○上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。 ＜今後の検討スケジュールについて＞ ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。	
○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99.9以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環（昭和45年2月28日保健体育審議会答申）として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。 ○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。 ○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということと同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。	—	【箕面市】 国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。 その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。 ○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
100	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大坂市、神戸市		旭川市、青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川越市、船橋市、柏市、横浜、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、徳島市、豊橋市、豊田市、愛知県、知多市、堺市、茨城県、伊丹市、香吉市、淡口市、北九州市、久保米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市、沖縄県	○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっている。これを解消するためには制度の一元化が必要である。 ○【支障事例】市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園が保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるように、改善していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。 また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。 ○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要がある。経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。 ○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について 27年度整備 認定こども園幼稚園 29年度整備 認定こども園幼稚園 認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、各都府市の手間が増えた。 また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を認めない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きが1つ1つに行われ非常に非効率であり、また、待機児童対策が進展しない要因ともなる。 ○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない。計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。 ○【支障事例】幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が顕に生じている。 具体例としては、今年2月に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支援を来たしている。 経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していたにも関わらず、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を兼用してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている。 ○【支障事例】過去の経費で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図れておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。 また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。 【制度改正の必要性】事業の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。 ○施設整備の補助制度が厚生労働省と文科省に分かれていることによる支障は、基本的に「提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった数回繰り返されるような状況であることから、数回の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。 また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。 なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に要請され安心こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一方的に引き下げられ、その後の増正予算等の考えも困難にされている。追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。 ○1園当たり、保育所機能、幼稚園機能毎に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程度を要しており、平成28年度実績で、2園で44分、およそ48時間の処理時間となっている。 なお、平成29年度は5園分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、対応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。 子ども子育て分野については、運営、増員等の手当てしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当てだけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について、強く賛同したい。 ○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考ええる。 ○平成28年10月鳥取県中部地震の災害復旧事業において、同事業が生じた。 ○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。 ○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案の手続きが煩雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作りは時間を要した。 ○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。 ○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいります。
106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可能)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務振り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。 また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。 なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要がある場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。	—	【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【磐田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。 幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で週及徴収すべき事象が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。 市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、週及徴収事業について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思料する。 今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を週及徴収すべき事象が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。 1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。 2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。 児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。 待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。 ○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。 ○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。 ○以上の諸論点をまず整理し、法制度、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。 ○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかわる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援に一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設定者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。 また、幼児連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3 生まれの子どもは、5/2 に2号認定になることから、5/1 時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市		旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大蔵府、北九州市、佐賀県、長崎県	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設定者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない。施設にとっても負担になっている。 ○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問支援や地域型保育事業等で公定価格における加算項目として財政措置されたい。子ども・子育て支援制度の財政支拂の仕組みを再構築するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。	特別な支援を必要とする子どもの受入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ。これらの対象となっていなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもとの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。
174	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、 ①具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。 ②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載し、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。 ③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。	地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けていることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。 また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めたり、申請時に入札前にも関わらず業者見積りを要求するなど、円滑な事務執行上過度な負担や公平な入札業務の支障となっている。 さらに、他県等の情報共有することにより、先進事例を参考に各都道府県、各市町村が新たに事業構築することが可能となり、少子化対策の全国展開にもつながるものと思われる。	審査基準や審査手続き期間の明文化により、審査途中での事業内容の変更や追加資料の作成などの事務経減につながることも、計画的な事業推進が可能となる。また詳細な積算資料や見積書の提出要求による事業者との事前協議等が不要になることから、公正公平な事業者選定も可能となる。 さらに他県等の情報を共有することにより、先進事例を参考に各都道府県、各市町村が新たに事業構築することが可能となり、少子化対策の全国展開にもつながるものと思われる。	地域少子化対策重点推進交付金要領 第4条、第5条、同実施要領 3(4)	内閣府	三重県、宮城県、広島県		旭川市、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、高松市、佐賀県、熊本県	○対象事業の内容等も含めて審査基準が不明確であり、事業構築の面に苦慮している。また、書類提出や修正等の事務負担も大きく、採択決定のスケジュールの遅延等もあり、市町村が当該交付金を活用する上でのハードルは高くなっている。 一方で、地方において当該交付金は、喫緊の課題である少子化対策に向けた新たな取組を実現・実行するための貴重な財源となっている。当該交付金を有効に活用し、全国規模で少子化対策を強力に推進していくよう、制度の改善をお願いしたい。 ○平成25年度「地域少子化対策強化交付金」では7市町、平成26年度では6市町、「地域少子化対策重点推進交付金」に移行した平成27年度は2市町が活用したが、平成28年度は活用した市町村がなかった。 ・市町村の本文交付金活用が滞った要因として、「優良事例の掲載欄」を掲げ先例的な事業の実施を推進しており、事業実施のハードルが上がっている点と「随時支援」を重視した事業メニューの構成となっており、市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に係る取組が経理されている点が挙げられる。 ・また、事業計画書に対する外部有識者等の明確な審査基準が公表されない中で、繰り返し修正指示を受けることから、事業の実現に大きな影響を及ぼしている。 ・以上のことから、審査基準を明確にするとともに、地域の実情に応じて実施する子育て支援施策についても交付対象とされるよう弾力的な運用をお願いしたい。 ○支障事例 地域少子化対策重点推進交付金実施要領の確定が、自治体における予算要求時期に間に合わず、また、対象事業の情報提供も遅れがためであるため、自治体における予算要求過程において、事業内容の構築・精査・確定に支障を来している。 また、事前の対象事業の情報と、その後の審査結果において、整合性がなく混乱が生じている。 ○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数とひとり親家庭以外の児童数により区分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。 このことから、ひとり親家庭に限らず、支援が必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができる。○交付決定までのプロセスに時間がかかりすぎる上、積算根拠として業者の参考見積書を添付する手法は、国から積算の変更指示があった場合、何度も参考見積書をとり直さなければならない。競争入札を実施した際に、その業者が、落札しなかった時には、業者が自ら手直しをかねておこなっている現状である。 また、事業執行を1年間で積算している時は、交付決定が遅れることで、事業実施に影響が出ている。この交付金を実施してきた実績から、良い事例についてはメニュー化し、有識者の採点の必要がない項目を追加すること。事務の簡素化を図ること。交付金の利用実績が上がり、しいは少子化対策につながるものとする。 ○本県においても、本交付金(平成28年度第2次補正予算)の実施計画書の提出に当たって、事務局からの指摘事項が何度も変化し、修正が必要になったため、事業の構築が困難な状況になるとともに、事務負担が増大した。具体的な審査方法や審査基準の明文化が必要と考える。 ○審査基準が明文化されていないため、事業計画に対する指摘が度々あり、事務負担が大きくなっている。また、申請手続き後、明確な理由なく承認期限が延長され、事業の円滑な執行の支障となっている。 ○審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が示されていないため、担当者においてはなおそのイメージで申請書を作成しなければならず、申請後においても、当初申請した計画に対しての修正が何度も繰り返し返され、交付決定を得るため事業計画が当初想定しているものから変わっていった。 また修正に対する事務対応が頻回も高く負担となっている。 ・内閣府への申請段階において、入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、事業執行上過度な負担がかかる。 ○地域少子化対策重点推進交付金の具体的な審査基準等が明文化されていないため、外部有識者の意見が委員により異なり、前年度の指摘を踏まえて当該年度の事業計画を作成したにも関わらず、前年度とは全く異なる意見が出され、事業を再度やり直さなければならぬ状況になってしまうものもある。しかし審査スケジュールは大幅に遅れており、すでに市では予算が成立した段階であり、事業内容の修正が困難な現状である。有識者の審査事務の遅延は、内閣府からの正式な理由の提示がなされないままであり、行政内部はもとより対外的な説明にも苦慮するところであり、事業執行に大きな影響を与えている。 ○事業要領で単価基準や上乗率数値を明文化せずに審査の過程で何度も金額の修正を求められ、過度の事務負担と時間を要した。自治体は要領等に基づき事業計画を作成し、内部予算協議を経て国に申請を行っている。予め審査基準や単価数値を明確に示し、公平で円滑な申請事務の実施をお願いしたい。 当初国の通知では2023年予算分は1月1日交付決定予定が、本府では3月12日交付決定、29予算分は4月1日交付決定予定が、6月20日現在まだ交付決定待ちの状況。年度当初早急に委託事業の契約を締結する必要がある中で、内示が大綱に遅れ業務に支障を来した。自治体に対して提出期限の厳守を求められていることから、国においても明確な理由がない限り自治体の事業遂行に支障が生じることのないよう審査スケジュールについて留意いただきたい。 ○キャンペーン事業を申請したところ、有識者審査において、「コストが高い」「費用対効果が見合わない」との指摘を受けたが、指摘事項が漠然としており、具体的に、どの経費をどの程度削減すべきとの指摘ではないため、感覚的に対応するようになった。 ・講師講演料について、講演料やあくまでも先例とした講師の人数について指摘がなされた例があったが、交付申請中の事業であり、講師の決定や具体的な交渉は予算措置後(交付決定後)にすることから、実態にそぐわないことが多い。 ○審査においては外部有識者の審査を経ることとされており、審査に時間を要する上、承認期限が何度も延長されたため、計画的な事業推進の妨げとなっている。	従来から有識者審査の手順等を記載したQ&Aを作成し、地方自治体に提示していたところであるが、今般、審査に関する具体的な観点をコストの目安等を明記するなど、地方自治体の計画策定に資する内容を一層充実させた。 また、KPIの設定例や計画書の記載例も提示したところに加え、高い効果が確認できた地方自治体の取組例を順次紹介するなど、地方自治体における事業計画の策定を支援している。 さらに、申請件数が増加していることに伴って審査期間が長期化していることや有識者の負担が増加していることも踏まえ、事業内容が定型化している事業メニューについては、有識者審査を包括承認等としたことに加え、これらの事業計画に関しては申請の締切を設けず、随時募集とするなど、審査の効率化を図り、交付決定までの手続をスピードアップすることとした。 既に紹介している取組例に加え、今後、順次紹介事例を増やしていくこととしており、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していく。
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し	年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること	＜現状＞ ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受ける必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。 ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳未満の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。 ＜支障事例(総論)＞ 幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなりました児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。 年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。 ＜支障事例(その他)＞ ○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賄っている。 ○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。 ○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。	・満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行うことができる。 ・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。 ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外入園の受け入れなどの防止に繋がる。	子ども・子育て支援法第19条、学校教育法第26条	内閣府、文部科学省	高岡市		福島県、ひたちなか市、北九州市	○満3歳になる前に私的契約で入園させていると、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされていないかの判断が困難となることであり、施設給付費の加算の判定等に関与する可能性がある。このことから2歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。 ○第一次反響期にある2歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。 自らの目覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である2歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。	子ども・子育て支援法に基づく支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない「保育を必要としない2歳児」について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することは、制度の立てつけ上困難である。 一方で、幼稚園等が、幼児期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていることは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考える。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。	—		—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
審査基準についても明示していただきたい。	—	【群馬県】 Q&Aにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部省略及び募集時期の弾力化など、提案事項に対する改善が図られている。 今後も、更なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覧表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中で園の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもに比較して法的な保障なく、満3歳に達していない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。 ・入所申請に対する応諾義務(子ども子育て支援法第33条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。 ・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項) ・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項) ・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるあっせんを受けられない(同法第42条) 上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けても主張できない子どもに対しては、特に慎重な権利保護が必要であると本市は考えており、事故や問題事例が発生することがないよう、学校教育法第26条の年齢基準の引き下げを含め、制度面・財政面の両面から現行の1号認定児童に劣後しないような制度設計を検討いただきたい。 また、利用の保証がされおらず支給認定外児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようとする前提としながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳到達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なっている。これらの園の独自事業によりつなぎとして行っているサービスを受ける年度当初満2歳児が、満3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、満3歳児からの教育をより効果の高いものとし豊かな人格形成に資することになる。 また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うこととすれば1年を通した各種行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応をしてきたものでもある。 「現に入所している保育を必要としない2歳児を支給認定対象とすること」は、制度の立てつけ上困難との回答ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよくご理解いただきたい。 本提案は、年度途中に満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。 また、地域子ども子育て支援事業についてであるが、一時預かりであれば緊急・一時的な預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動としての位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。 このことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。	—		—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	〇構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども・子育て支援新制度の施行(施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化)や幼稚園を取り巻く環境(少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下)等が変化している中、改めて検討すべきである。 〇「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児を定期的に預かる仕組みの創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。 「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたとあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。 処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。 今後、事務負担の軽減について検討をしていくということだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。	—	【山形市】 事務連絡、Q&A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成27年2月3日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。 取扱いについての理解を深めるためには、Q&A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。 【静岡県】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。 【山陽小野田市】 回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。 事務量が増大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。	—	【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。 【山陽小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。 また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
早期の申請スケジュール明示を徹底していただくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続がより簡素化するように検討を進めていただきたい。	—	【逗子市】 ○安心子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内示を受領するまで、事業者手ができないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が行いづらい。ついては、国・県補助申請書の整合性を図る等、極力事務の省力化につき実施されたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。 加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。（参考：平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円） しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。	—	—	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。 ○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないかと。 ・特例を適用できる地域条件(例) ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ・保育の質の代替策(例) ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例：年度当初満2歳児クラス(保育士3名・児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。 ○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないかと指摘されている。 また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。 ○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。 ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考える。	—	【磐田市】 現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜総論＞ ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。 ＜設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化＞ ○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経費上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容するべきではないか。 ○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。	
早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。	○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。	
○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあると考えるが、個々の園ごとの利用定員等の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいと考える。 ○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。 ○整備必要数に対する供給方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っているところであり、これまで府による広域利用調整が必要なケースは発生しておらず、利用者のニーズにより市町村間で適切に処理されている。 ○これら現状に鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要はなく、届出に変更していただきたい。	—	【船橋市】 ○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保方策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、計画策定時に協議済です。 ○これに基づいて認可・認定を行っているのであれば、市町村計画の範囲内での利用定員の設定・変更は協議の必要性は薄く、届出で支障はないと考えます。 ○また、認可・認定は所在地の区市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。 ○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定時及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。	—	【全国知事会】 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員の設定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、義務付けを見直すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜総論＞ ○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。 ＜特定教育・保育施設定員の設定・変更の「協議」の義務付けの緩和＞ ○地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）において、地方に対する義務付け・枠付けのうち、「協議、同意、許可・認可・承認」について見直し方針が示された。当該勧告内容を踏まえれば、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられている以上、市町村計画に基づいて行われる個別の利用定員の設定・変更についての都道府県への協議は不要ではないか。 ○仮に、個々の利用定員設定・変更についての都道府県への協議の義務付けを存置する理由があるのであれば、第3次勧告の勧告内容を踏まえた説明をお願いしたい。 ○また、実態としても、提案団体からは、都道府県が需給調整や広域調整を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。	

内閣府 再検討要請

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
257	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置 基準の緩和	保育士不足による待機児童の解 消を図るため、児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準(昭 和23年12月29日厚生省令第63 号)第33条第2項に定められて いる保育士の数の算定につい て、都道府県知事が保育士と同 等の知識及び経験を有すると認 めるものを保育士の数として算 定できるよう同基準第95条及び 第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できれば、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。 なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 第95条及び96条 認定こども園法	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。	○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。 ○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。
258	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積 基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が9大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。	国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。 なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。
259	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。	既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化 を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置（第97条）では、基準上必要な人員の2／3の保育士を配置すれば、残り1／3は「知事が認める者」も配置が可能。 しかし、園全体における職員配置（第96条）では、基準上必要な人員の1／3に「知事が認める者」が認められていない。 97条で求められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らさざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されたと考える。 貴府・省からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。 なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として国も想定している子育て支援員よりもさらに講義研修・OJ・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。	—	—	—	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。 現状の特例対象は「①前々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。 また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり（保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434）、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。 また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。 なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。	—	—	—	【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「児童が心身とともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないかと。 ○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。 ○ 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の期限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。 ○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。 ○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。 ○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。 また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。 ○ 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げることで、『「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針（平成28年4月7日雇児発0407第2号）」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。 ○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。	
現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度(支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められた。なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。	変更認定事務を基準日に一元化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担軽減通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。	子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項	内閣府	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大塚市、神戸市、関西広域連合	福島県、ひたちなか市、綾馬区、船橋市、川崎市、海老名市、鎌倉市、知多市、城陽市、出雲市、山陰小野田市、北九州市、宇美町	○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になっている。待機児童の状況照の提出義務緩和も行われたので、2・3号認定の簡素化も要する。 ○平成28年度 職権による第2号への変更認定件数242件 ○平成28年度 職権による第2号への変更認定件数242件 ○平成28年度 職権による第2号への変更認定件数242件 ○平成28年度 職権による第2号への変更認定件数242件 ○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える原因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することも検討したい。 ○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現状においては、認定基準日を1月1日とすることで、1ヶ月未満の年少以上児童とも一致することとなる。 ○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあって検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするが望ましい。 ○本市においても支給認定変更申請については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。 ○旧市制で今市と旧市制の両市で異なる都度に変更手続きを行うこととなるため、事務が煩雑となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。 ○今市でも子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点を、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として通所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更は通所日が設けられた場合、年度中に1歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。 ○保育料や給付金については、現行制度では年度当初の児童の年齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(1号→2号)があったとしても当該年度については保育料等には変更はないとされている。変更は当該年度末まで第2号の児童が同じ基準で保育料、給付金の決定をされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。 ○当市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要とする。	現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。
296	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめている。FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を設置していきたいと考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等の違いについて、明確化されたい。	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の子育て支援を有効に行うことができ、効果的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。また、同事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」1206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	徳島県、宮崎県	○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を満3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るものの、相互に独立した事業である。「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場合も多いものと考えており、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全体7,063箇所))。将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。
18	B	地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。	〔支障事例〕マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するとともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められていたが、その説明も時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上 マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、練馬市、厚木市、小松市、北九州市、伊豆市、藤原市、豊田市、京都市、大塚市、酒田市、出雲市、光市、山陰小野田市、岐阜市、平和島市、西予市、東温市、坂城市、田川市、五島市、宮崎県市、鹿児島市	○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不実であるため、個人番号を記入する必要はない。また、国民健康保険に加入する個人番号を記入(あるいは保管番号)が記入しているため、加入時以降の国民健康保険書(申請書)への個人番号の記入を省略するのではないかと考える。 ○本市では、資格取得後の被保険者における資格・賦課・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号を併せ、一元的な管理システムで管理を行っている。資格取得時とマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結びついていない。 また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも保管場所の確保に苦慮しているところである。 マイナンバーの取得は、最小限にとどめることがマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効であると考え、マイナンバーの取得後、マイ	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
回答の内容では事務負担は軽減されない。 3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要があり、システムがそういった仕様でない市町村は対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ煩雑化し、ミスが生じる要因ともなる。 また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解いただけないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとすれば、更にその趣旨を説明する必要が生じ、市町村にとって負担軽減とはならない。 本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否か選択できる規定とした場合でも、例えば地市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なったとしても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障は無い。また、認定区分の変更の時点を、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特にないものと考えられる。 そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への職権変更事務の時期だけが、利用者負担額の決定など保育給付に係る事項やクラス編成等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化と混乱を生じさせる要因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。	—	【逗子市】 事務の省力化と利用保護者の理解しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中に保育料の見直しが行ったことと併せて、利用保護者に非常に分かりにくい。 【山陽小野田市】 システム上は原則どおり満3歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。 国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修費がかかることになる。 事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。	
認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。 なお、拠点事業の委託については、「その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。	有	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 再検討要請

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
19	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給 付の支給又は実費の 徴収に関する事務に おいて情報連携によ り照会可能な特定個 人情報の追加	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律において、情報連携 が必要な事務について別表第2 で整理がされている。 別表第2の項番18に係る主務 省令第13条第2項に記載されて いる事務を処理するために情報 連携できる特定個人情報とは、道 府県民税又は市町村民税に関 する情報及び住民票関係情報 に限られている。 しかし、当該事務を処理するに 当たっては、生活保護関係情報 及び中国残留邦人等支援給付 等関係情報の連携が必要となる ため、これらの特定個人情報も 利用できるよう緩和をお願いす る。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、 さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁 量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担できない者(実費徴 収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関 係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事 例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格 確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担さ せることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん 延防止の効果が軽減すると考える。 なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者 の数については、市町村民税の課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概 ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにもかかわらず、番 号法で情報照会できないのは矛盾している。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実 施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひい ては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につな がる。	・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律第19条 ・行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律別表第 二の主務省令で定め る事務及び情報を定 める命令第13条第2 号	内閣府、総務省、厚生 労働省	豊田市	矢巾町、ひ たち市、 川崎市、島 田市、大治 町、伊丹市、 加古川市、 福崎町、那 珂川町、志 免町、須恵 町、新宮町、 芦屋町、水 巻町、岡垣 町、遠賀町、 小竹町、鞍 手町、桂川 町、須磨町、 木刀洗町、 大木町、広 川町、香春 町、赤松町、 川崎町、大 任町、赤村、 碓氷町、佐 賀県、基山 町、上峰町、 みやき町、 玄海町、有 田町、大町 町、江北町、 長崎県、長 与町、東彼 村町、波佐 見町、小値 賀町、佐々 町、熊本県、 熊本市、玉 東町、南関 町、和木町、 菊陽町、南 阿蘇村、永 川町、津奈 木町、鏡町、 大分県、姫 島村、日出 町、九重町、 玖珠町、宮 崎県、三股 町、高原町、 国富町、綾 町、高鍋町、 新富町、西 米良村、木 城町、川南 町、都農町、 門川町、諸 戸村、椎葉 村、美郷町、 高千穂町、 日之影町、 五ヶ瀬町、三 島村、十島 村、さつま 町、長島町、 湧水町、東 串良町、鏡 江町、南大 隅町、肝付 町、中種子 町、南種子 町、屋久島 町、大和村、 平峰村、瀬 戸内町、熊 畑町、喜界 町、徳之島 町、天城町、 伊仙町、和 泊町、知名 町、与那町、 国頭村、今 帰仁村、恩 納村、中城 村、西原町、 座間味村、 南大東村、 北大東村、 伊是名村、 八重瀬町、 竹富町、与 那国町、大 宜味村、渡 名喜村、伊 平屋村、九 州地方知事 会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保 護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関 係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。 ○昨年度は、当市においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。 ○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の 利便性の向上のためにも提案団体の要望とより情報連携の項目への追加が必要である。 ○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課 への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が 緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同 一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第28条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者とし て、予防接種を受けた者の市職員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防 接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報を確認できない。前条のいう「経済的理由により、その費用を負担 することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではない と解する。他の法律に基づく事例においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多 数あることから、当該事例についても同様の措置を望むものである。 ○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているため、事 務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。 ○本市では高齢者福祉政策及びインフラ・エンゲージメントの推進について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援 給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報の利用が可能となることにより、利便性の向上に 寄与すると考える。 ○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有 無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。	まず、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務における生活保 護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについ て検討する必要がある。それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討す る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○ ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、青森市、ひたちなか市、平塚市、高崎市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、熊本市、延岡市	○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1画)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きくなり書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同様に市町村民税での徴収基準額の認定にすると迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第50条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	高松市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第50条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	—	まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要があり、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事例は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の8、第50条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秋田市、豊田市、伊丹市、高砂市、平塚市	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当市における効率的な事例につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要があり、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見 解	補足資 料	見 解	補足資 料			
母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	
児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○ ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。	
児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方式について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第14条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第27条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の準備等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	〇やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得税額とし、マイナンバーの情報連携の対象とする場合は、当市における効率的な事務につながることで認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	まず、厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方式について検討を行う。 ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第33条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇都宮市、北九州市、朝霞市、熊本市	〇本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本支断であり、この提案事項に賛同する。 〇当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報連携を機能として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。情報照会が可能となることで、利用者にも求める手段が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	まず、厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号 別表第二 9、119	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、愛知県、滋賀県、高知県、熊本県	〇本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 〇小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、事務制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることも可能である。 〇本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に賛同する。	まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。	
42	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制的見直し	大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員への派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。	【支障事例】 九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。 各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。 こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。 ※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況 延べ28,305人(うち市町村職員10,375人、39.4%)	【効果】 被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要がある。 災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。	災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第74条	内閣府、総務省	九州地方知事会	大分県提案分 第149回九州地方知事会議特別決議採択	酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大田原市、鹿兒島市	〇災害時における早期の応援職員派遣は初期体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役割を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動をすることは、大変有用であると考え、これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことでできれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考ええる。 〇熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑問が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成28年に発生した地震においては、被災地として応援を要請しなければならぬ立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することになった際にも、費用負担に係る経費(最終的に誰が負担するのか)が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならぬ状況にあった。提案内容のような広域応援の例に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にしていた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考ええる。 〇平成28年熊本地震の際には、法的根拠がないままでも、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正された場合、より迅速な支援が可能である。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な客観がなかったため、主に財政的な点について議論があった。 〇災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることで、迅速かつ円滑な活動につながると思われる。	・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でもあり得るのではないかと、この指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方案について、関係府省で連携して検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。 ○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかと、この指摘があった。 ○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることは是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための努力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。 ○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○ また、並行して、内閣府（番号制度担当室）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 また、並行して、内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方案を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	
提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
108	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、『災害に係る住宅の被害認定基準運用指針』に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。 当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、『半壊に至らない(一部損壊)』と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。 半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたって被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。 一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近しい15%～19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じていることとなっている。 さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	1.「調査手続の簡素化」 1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①『全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。』、②『明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。』、③『半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。』といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」 自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。 また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。 3.「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」 第1次にアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないと趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	・「災害の被害認定基準」 ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府<防災担当>)	内閣府、金融庁、財務省	由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	常総市、ひたちなか市、上埴市、亀岡市、大塚市、八尾市、伊丹市、鹿児島市 ○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 ○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。	・災害に係る住家被害認定基準運用指針』は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。 ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。		
166	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化	大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。	【提案の経緯】 平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が8,009戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。 この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。 生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配達については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配達先の変更等配達トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。 【現在の制度】 災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。 【支障事例】 現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。 また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に関しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。	今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、内容によって現物給付か金銭支給を選択できることによって、民間賃貸住宅借上(みなし)の事務手続を大幅に簡素化することができ、被災者への迅速な支援につながる。 また、生活必需品の支給についても、引換券等の配布が可能となれば、やりとりが2者間になることにより連絡調整が簡略化されるとともに、被災者自ら赴いて必需品を受け取ることにより配達トラブルが回避され、被災者にとって必要な必需品を早く支給することができる。	災害救助法における現物給付の原則	内閣府	熊本市	平成27年の提案事項に「災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続の見直し)に対する各府省からの第1次回答によると「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべき」など「今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等のあり方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援を実施するべき」との現行の枠組みにとらわれない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えている。」とされている。	北海道、仙台市、ひたちなか市、上埴市、多治見市、龍岡市、北九州市、田川市、熊本県 ○本県においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上仮設住宅については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約後、行政が貸主に費用を支給するという契約手続を選択できない。また、市においては、生活必需品の支給について、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配達したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。 ○提案の効果で示してあるとおり、現物支給の例外が認めらることで被災者への支援が迅速に行われるので、制度の改正を望む。 ○大規模災害時の混乱状況を考えると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものと考えられる。 ○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるよう検討する必要がある。	・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達に困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ・有識者会議においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが疎く」等の利点が、現金給付については「用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。 ・災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではない。また、寄贈を受けたり別に保管した物があつたり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。熊本市の生活必需品給与における支障事例は、応急仮設住宅への入居時期を大幅に超えて、広く被災者から申請を受けて実施したことから生じた混乱であると史料する。 ・借上型応急仮設住宅の供与における現金給付については、有識者会議の中間とりまとめにおいて、「今後の検討課題」とされており、東日本大震災での提供も継続中であることから、その終息状況や熊本地震の状況も踏まえ、検討を行ってまいりたい。	
299	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	内閣府	岩泉町		北海道、岩手県、青森市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大塚市、北九州市 ○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。	・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。 ・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立ちしを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
大規模自然災害が発生した場合、自治体を超えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準の手順に基づき、一定の統一された調査が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないよう、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につなげることが肝要だと考える。 「①調査手続きの簡素化」の提案については、同一災害における自治体間の調査手法・判定の差異の解消のほか、罹災証明書の受付時、いわば手続きの初期段階において「写真判定が可能なもの」、「調査を要するもの」の振り分けを行うことで、迅速な被害認定調査と罹災証明書の交付・取得に直結することが見込まれる。 具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判定等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。 また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府（防災担当）において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとこの趣旨の発言があったところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	
・ 現行の災害救助法における「現物給付の原則」は理解している。そのうえで、今回の提案は、被災者に迅速かつ適切な救助を行うための手段に柔軟性を求めるものである。 ・ 有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはない。また、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要性」については、被災者の把握は、基本的に被災者からの申請及び罹災証明書の判定に基づいて行っているため、別途把握する必要はないと考える。 ・ また、御指摘のあった本市の支障事例は、被害が広範囲かつ甚大であったために、多くの申請があったこと、通行止めや再配達といった配達トラブルが多発したことが要因であり、それは現物支給に限定された本制度が、被災地の現状に対応できていないためであると思料する。限られた人員で適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。 ・ 備上型応急仮設住宅の供与については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多大な負担となっている事実を考慮して、前向きに御検討いただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。	—	—	—	【全国知事会】 災害援護資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるような必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。 ○今後、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	
59	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化	○新規申請・継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールの変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱ふこと。(新規事業の追加を除く) ○申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。	○29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。 ○また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくとも、「『事業費が増額する場合』」と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。	○事業の一体的、計画的・継続的な事業執行が可能となる。 ○今後とも、毎年新規事業が増えるのに従って、変更申請件数の増加が確実視される中、軽微な事業費の変更に伴う申請・認定手続が必要となり、国・地方の双方の事務の簡素化及び事務作業の大幅な縮減が図られる。 ○計画決定段階(特に終盤)での事務の手戻りや計画の見直しに係る事務負担が解消され、計画的に申請準備が行える。	地域再生法第5条、13条、 同法施行令第9条、 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、 地方創生推進交付金の取扱い 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	岡山市		北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、群馬県、新潟県、群馬県、八王子市、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市中区、名古屋市、半田市、豊田市の、小牧市、遠賀県、宮崎県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、鹿児島市 ○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要なり、契約事務に支障が生じている。 ○新規及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、償費対応で着手することとなった。 ○本県においても、8つの経済圏のうち、(特区等を活用した産業官能連携モブづくり高度化事業)始め5つの事業において、総事業費の2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○軽微な変更があるために継続事業として申請できないケースは今後増加していくと推測するので、取り急ぎを弾力にし、手続き面では継続事業として申請できる環境を整備すべき。 ○地方創生推進交付金の事業内容の変更を伴う場合の交付決定が5月31日で、交付決定前の事業者手が認められないことから、事業の実施が短期間に限定されるため、実施が不可能となる事業がある。 また、継続事業が別になり、費を支払うべき事務手続が非常に多いため、事務負担が大きい。 地方創生推進交付金の申請様式の修正が作成度々であり、資料を作り直す作業に負担を感じる。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との体系的な事業執行が出来ない。 ○会計年度の初めのある中で「改ページフォーマット」を最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのため3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が5月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は償費対応せざるを得ない状況となっている。	・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。 ・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。
74	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築	地方創生推進交付金について、地方の創工夫が活かされるよう、以下の措置を求める。 ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。 ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間で相談機会や説明の機会を十分に設ける。	・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができえない。 ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について償費対応せざるを得ない状況となつた。 ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや懸念を国に十分に伝えることができなかった。	・地方の声をしっかりと聞き、制度の改善や事務負担の軽減を図るとともに、国における採択作業等を前倒しすることで、年度当初からの事業着手が可能となり、ロスタムなど地方創生に取り組むことができる。	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	愛媛県 【共同提案】 今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子市、伊方町、松野町、鬼北町	【提案趣旨に賛同】 北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、群馬県、新潟県、群馬県、八王子市、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市中区、名古屋市、半田市、豊田市の、小牧市、遠賀県、宮崎県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要なり、契約事務に支障が生じている。 ○本県においても、平成29年度継続事業に係る変更申請については、5月末の交付決定まで増額分の事業者手が認められず、4月当初から着手する必要のある事業については、一般財源で対応せざるを得なくなり、執行手続も大変複雑になっていたため、同様の問題を回避したい。 ○【支障事例】 ・新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、償費対応で着手することとなった。 ○平成29年度については、交付決定が5月下旬であったため、その間事業を実施することが出来なかった。平成29年度については、事業内容及び事業費の軽微な変更についても認定手続きが必要となり、交付決定が5月下旬となったことから、委託を分割するなど事業実施にあたって負担が生じた。また、手続き面では事業内容の変更の有無それぞれに対応する必要があったほか、スケジュール及び様式等についても示されるのが遅く、短期間での準備を余儀なくされるなど、事業者の困りに対して負担が大きかった。 ○29年度地方創生推進交付金の新規事業について、事業者手が6月末以降であったことから、年度当初から実施せざるを得ない事業については、交付金を想定して当初予算に計上した事業であっても、取り組みそのものを、交付金対象事業から除外することになった。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に償費対応するため、交付決定の後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。	・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努めてまいりたい。
144	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和	○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を明示する。 ○支払時期を可能な限り早いものと、内示後の事業者手を認める。	承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業者手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要がある、事業推進上の支障となっている。	交付金事業の効率化及び早期事業者着手ができる。	地域再生法第13条 同法施行令第9条 地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	岩手県、秋田県、奥州市	北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、群馬県、新潟県、群馬県、八王子市、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市中区、名古屋市、半田市、豊田市の、小牧市、遠賀県、宮崎県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要なり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○本県においても、8つの経済圏のうち、(特区等を活用した産業官能連携モブづくり高度化事業)始め5つの事業において、総事業費の2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○事業計画に沿った形で、5年間の計画であり、事業を開始していく中で事業費の増加は避けられない。 ○そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくとも、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との体系的な事業執行が出来ない。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に償費対応するため、交付決定の後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。	・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。 ・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受け実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がされた日より、(認定)交付決定日より、以降より事業者着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業者着手することはできない。
172	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定	プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。	【支障事例】 平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速交付金(補助率10／10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1／2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。事業継続のために、交付決定前の財源について償費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることになる。 【制度改正の必要性】 「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度なプロフェッショナル人材を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。	事業計画の変更を伴う継続事業の場合も含めて年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、本事業の財源である地方創生推進交付金が早期に交付決定されることで、事業の年間スケジュールが立てやすくなるとともに、事業内容の充実が図られる。	地方創生推進交付金制度要綱 第9 2 プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成29年2月9日内閣府) 地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成29年4月28日内閣府)	内閣府	埼玉県		北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、群馬県、千葉市、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市中区、名古屋市、半田市、豊田市の、小牧市、遠賀県、宮崎県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、鹿児島市 ○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要なり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○本県においても、8つの経済圏のうち、(特区等を活用した産業官能連携モブづくり高度化事業)始め5つの事業において、総事業費の2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず(「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定)、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。 ○平成29年度の新規事業及び前年度からの継続事業のうち事業内容の変更を伴うものについては、5月末の交付決定となり、委託先に事務手が認められていないことから、当初予算に上り措置した事業は2月の中間着手できない状況となったこと。 実施期間の短期に伴う、進め方の見直しが必要となるほか、特に、プロフェッショナル人材事業については、平成27年度に設置した拠点の運営を継続するため、交付決定までの間が当該団体単独での負担となるなど、計画的な事業執行に負担が生じている。 このため、交付決定を毎年4月1日までに、切れ目なく事業の実施ができるように制度改正する必要がある。 ○会計年度の初めのある中で「改ページフォーマット」を最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのため3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が5月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は償費対応せざるを得ない状況となっている。	・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○平成30年度地方創生推進交付金については、新規申請・変更申請ともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事務連絡が通知されている。これにより年度当初からの事業着手が可能となることから、実現を強く希望する。 ○回答に「事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請（平成29年7月7日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限）については、募集があること自体は想定はしていたものの、前年度の推進交付金第2回申請（平成28年7月6日付け事務連絡、9月30日実施計画提出期限）と比較すると、事務連絡による通知が同時期であるにも関わらず、実施計画の提出期限が1カ月前倒しされたところ。 募集を実施することについての事前アナウンスが無い中で、短い期限の募集が行われており、地方が事業設計に十分な期間がとれない等、申請事務に支障が生じている。引き続き、事務連絡等の早期通知を強く希望する。 なお、地方創生推進交付金（拠点整備）第3回の募集（平成29年7月18日付け通知、8月31日提出期限）については、全く募集があること自体想定していなかった。 ○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、弾力化による負担軽減を強く希望する。	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
提案趣旨に沿った対応を検討していただいており、確実に実行していただけるようお願いしたい。 また、30年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4月1日付の交付決定をお願いしたい。	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【福岡県】 平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
○現状では、交付決定後でなければ、事業着手が認められていないことから、申請の受付時期を早めるだけでは支障事例の解消にはつながらず、申請から交付決定までの一連の手続を全体的に早める旨を明確に回答されたい。 ○認定・交付決定日より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できるとされていることから、承認基準を示すなど、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。	地方創生推進交付金交付要綱	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。 また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。 本事業の継続的な執行に支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
188	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化	＜地方創生推進交付金＞ ○事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	＜地方創生推進交付金＞ ○事業計画の変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実施の事業に取り組み等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。	事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。 ＜地方創生推進交付金関係＞ ・交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。 ・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。	北海道、旭川市、秋田県、佐賀県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、金沢市、岐阜県、静岡県、愛知県、山梨県、高松市、愛媛県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地域創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	矢巾町	北海道、旭川市、秋田県、佐賀県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、金沢市、岐阜県、静岡県、愛知県、山梨県、高松市、愛媛県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 ○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならぬ事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。 ○【支障事例】 平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○承認された事業計画から変更のある事業については、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要の場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要がある。事業推進上の支障となっている。 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化するとともに、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組み自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。 ○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手ができないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。 年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。 ○平成29年度の第2回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのための3月の予算案議決後速直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は集費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に集費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で実質的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。	＜地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上順順の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。＞ ・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。 ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。 ・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示ししているところ。		
189	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善	＜地域再生計画＞ ○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。 ＜地方創生推進交付金＞ ○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。 ＜制度全体＞ ○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す	＜地域再生計画＞ ○地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短期間で処理する必要が生じた。 地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。	事務の効率化を図り、効果的な事業の推進が図られる。 ＜地域再生計画関係＞ ・地域再生計画の事務手続の効率化。 ・地方創生推進交付金関係 ・地方自治体における地方創生事業の推進。地方創生推進交付金の積極的な活用が図られる。 ＜制度全体＞ ・国の事務体制を拡充し、スピード感のある事業の推進と、地方公共団体における次の事業計画策定準備などを計画的に実施できる。	北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、金沢市、岐阜県、静岡県、愛知県、山梨県、高松市、愛媛県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	洋野町	北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三谷市、長野県、新潟県、富山県、金沢市、岐阜県、静岡県、愛知県、山梨県、高松市、愛媛県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 ○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の見直しに支障が生じた。 ○【支障事例】 ・当該については、2事業(計画)の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されないため、再申請に向けた事業内容の見直しに支障している。 ・次回(2次分)以降のスケジュールが示されないため、6月補正予算等の予算策定スケジュールとの調整ができないから、年度途中からの実施が困難となる。 ・新規事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施のためには別事業の採択や変更を伴う継続事業については、交付決定			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
意見なし	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
○同時期の申請受付理由と、短期間での照会に対応するためのご配慮については承知しました。 ○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。 ○申請スケジュールについては、今回の第2回募集については、大きな制度改正等を伴うため、昨年度より遅い時期に示されたものと推測しますが、大まかな見通し（昨年度より早いか遅いかなど）だけでも早い段階で情報提供いただくようご配慮いただきたい。	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業着手できず、また、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない場合があるなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限される面があるため、運用の改善を願いたい。	—	【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。 【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
①適化法の趣旨は理解しているが、現行、年度当初（4月1日付け）に交付決定されないことにより、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。従前は、一定の場合の事前着手が認められていたが、現在は事実上認めないとされ、地方側に混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められないとすれば、必ず年度当初（4月1日付け）から事業着手できるように改善していただきたい。 また、変更申請の際には必ず交付決定まで審査期間が必要となり、事業着手まで空白期間が生じることから、事前着手が可能となるよう制度改正を行っていただきたい。 ②審査基準は示されているが、地方自治体が当該基準に基づき先駆性などの評価基準を満たしていると判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たす申請に修正することができず、再申請に当たり事業内容の見直しができない。 また、不採択事業の再設計に当たっては、個別具体的な評価・意見の提供が不可欠であるが、事前相談等での助言は抽象的なものとなっている。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、不採択理由を明示するとともに、改めて具体的に客観的に評価・審査できる評価基準を示していただきたい。	—	【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。 【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。 さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3ヵ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。 【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。 【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

内閣府 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
274	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	〔現状〕 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 〔支障事例〕 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要があり、市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。	・都市再開発法第3条 ・都市再生特別措置法第2条	内閣府、国土交通省	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合		—	市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物等が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される事業である。このため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域(区域内の一定の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の3分の1以下)等であることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このような制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であったとしても、当該要件を撤廃することはできない。 なお、平成28年度の法律改正(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号))により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しがなされ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて著しく狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地方公共団体の都市計画の定め方次第で市街地再開発事業を施行することが可能となったところである。 また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。	
91	B 地方に対する 規制緩和	その他	公益法人に係る変更届出の提出書類の削減	公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化	代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第13条 同法施行規則第11条	内閣府	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県	—	公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していただくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報を最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。 なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。
92	B 地方に対する 規制緩和	その他	公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化	社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。	公益法人の事務負担が軽減される。	公益法人認定法第22条 同法施行規則第38条	内閣府	鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県		沖縄県	—	公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開(請求があった場合の閲覧)を行っている(公益法人認定法第22条第2項、第3項)ことから、行政庁への閲覧請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている(同条第1項)。 なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成すること求めておらず、既に法人において作成されている社員名簿(一般法人法第31条)を添付していただくこととしている。
93	B 地方に対する 規制緩和	その他	移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減	実施完了年度において、実施完了確認が先に Rowe れて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。	移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。	移行法人の事務負担が軽減される。	整備法第124条 同法施行規則第34条	内閣府	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県		福島県、山梨県、愛媛県	—	公益目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人(整備法第45条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であつて公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)に該当しなくなるため、整備法上は公益目的支出計画実施報告書の提出を重ねて求めることはされていない。その理由は以下のとおりである。 ・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公益のための支出をすることにより、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出した場合には、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなる(整備法第124条) ・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的財産残額が0円となった事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。(整備法施行規則第34条) ・公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第123条) 今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
近年、都心部においては、土地の利用が細分化され老朽化が進行している建築物と既に再整備が行なわれた建物が混在しているなど、土地の利用状況が多様化している。 とりわけ、都市再生緊急整備地域においては、急速な国際化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保に取り組む必要があることから、市街地再開発事業に当たっては、地方自治体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断すれば事業実施できるよう見直しを求める。 また、都市再生特別地区等に関する都市計画において建築面積の最低限度を大きく設定することにより、大規模な耐火建築物を耐火建築物としての取扱いから外すことで、小規模な建築物の移転・再築が事実上困難となり、事業計画を立案する上での柔軟性がなくなるという課題がある。	—		—	【全国知事会】 市街地再開発事業の耐火建築物に関する面積要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		
内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と伺うが、今回の提案の公益法人の変更届等の書類削減もシステム改修に反映させるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていただきたい。	—		—	—		
事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われないための提案であったが、公益法人に係る情報の公開（請求があった場合の閲覧）に行政庁が対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めているとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。 但し、社員名簿は、実質内容の審査は出来ないもので、情報公開の対象とならない住所入り社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしていただきたい。なお、事業報告に添付する社員名簿の他に住所入りの社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考える。	—		—	—		
公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出の必要はなく、直ぐ完了確認請求が行えるという見解について、従来は示されていなかったので、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいとのことであるが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようにしていただきたい。	—		—	—		